

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号600-8652

インターネットバンキングによる

「住宅ローン一部繰上返済サービス」の取扱開始について

株式会社 京都銀行（頭取 高崎 秀夫）では、平成25年9月16日（月・祝）からインターネットバンキングで、お借り入れ中の住宅ローンについて、お借入残高の一部をご返済期日より前に繰り上げて返済する「住宅ローン一部繰上返済サービス」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

本サービスの開始により、ご来店不要、手数料無料、契約書のご記入不要にて、インターネットバンキングによる「住宅ローンの一部繰上返済予約」が可能となります。

さらに、インターネットバンキングでの「住宅ローン一部繰上返済シミュレーション」や「住宅ローンの残高照会」なども可能となり、より一層便利に住宅ローンがご利用いただけます。

今後も、お客様の幅広いニーズにお応えできるよう、サービスの向上に努めてまいります。

記

1. 「住宅ローン一部繰上返済サービス」の内容

対象商品	不動産担保付の住宅ローン 無担保扱の住宅関連ローンや住宅金融支援機構融資（旧住宅金融公庫融資含む）は、本サービスの対象外となります。
ご利用いただけるお客様	京銀ダイレクトバンキングのインターネットバンキングをご契約いただき、住宅ローンの返済用口座をインターネットバンキングサービスの「ご本人口座」に登録されているお客様
ご利用いただけるお取引	・住宅ローン一部繰上返済予約 ・住宅ローン残高照会 ・住宅ローン一部繰上返済シミュレーション ・住宅ローン一部繰上返済予約内容の確認・取消 全額の繰上返済はご利用いただけませんので、お取引店にてお手続き下さい。
ご利用可能時間	次の時間を除き、年中無休でご利用いただけます。 ・「午後11時58分」から「翌日の午前0時05分」まで ・「午前2時00分」から「午前6時00分」まで

一部繰上返済日	<p>次回の約定返済日 * 申込受付期限：「前回約定返済日の翌日午前0時5分」から「次回約定返済日の前日午後11時58分」まで</p>
一部繰上返済方法	<p>本サービスによる一部繰上返済方法は、次の2種類に限ります。</p> <p>(1) 「返済期間を短縮する」一部繰上返済方法</p> <p>毎回の返済額は変更せずに、一部繰上返済金額に応じて、ご返済期間を短縮する返済方法。</p> <p>【一部繰上返済金額】 「毎月の約定返済のうち1か月分の約定返済元金」を最小金額として、1か月分、2か月分、3か月分...等、1か月単位の金額となります。 ただし、ボーナス加算返済をご利用されている場合は、「ボーナス加算返済部分のうち1回分の約定返済元金」と「毎月の約定返済部分のうち6か月分の約定返済元金」の合計金額を最小金額として、6か月分、12か月分、18か月分...等、6か月単位の金額となります。</p> <p>(2) 「毎回の返済額を軽減する」一部繰上返済方法</p> <p>ご返済期間を短縮せずに、毎回の返済額を軽減する返済方法。</p> <p>【一部繰上返済金額】 10万円以上を条件として、任意の繰上返済希望額をご指定いただけます。 毎回の返済額は、一部繰上返済金額に応じて、軽減されます。</p> <p>1. お借りいただいている住宅ローンのご返済方法が「元金均等返済型」の場合、上記(2)の一部繰上返済方法はご利用いただけません。 2. (1)(2)ともボーナス加算返済をご利用の場合、ボーナス加算返済部分に対する未払利息(前回のボーナス返済日から次回約定返済日までのお利息)をお支払いいただく必要があります。</p>
手数料	<p>無料</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><ご参考> 窓口での一部繰上返済手数料：5,250円 次のいずれかに該当する場合は無料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円以上の一部繰上返済 ・一部繰上返済後のお借入残高が300万円未満 ・一部繰上返済日から最終返済日までの残存期間が1年未満 </div>

2. 取扱開始日

平成25年9月16日(月・祝)

以上